2　前項の規定により協定後勘定に移転した住専債権については、附則第七条第一項第五号に規定する譲受債権等とみなして、附則第七条から第九条まで及び第十条の二から第十五条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、附則第七条第一項中「資産又は」とあるのは「資産」と、「の管理」とあるのは「又は附則第二十一条の二第一項の規定により協定後勘定に移転した同項に規定する住専債権の管理」と、附則第十一条第一項中「又は特別協定」とあるのは「、特別協定」と、「について」とあるのは「又は附則第二十一条の二第一項の規定による繰入れのために必要とする資金について」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　協定銀行は、第一項の規定による住専債権の移転を行うときは、附則第八条の二第二項第二号の規定にかかわらず、協定後勘定から特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第八条に規定する損失を補塡するために必要な金額を同法第十二条の二第二項第二号に規定する勘定に繰り入れることができる。

附則第二十二条に次の一項を加える。

3　前条第三項の規定による繰入れが行われた場合における債権処理会社については、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第二十三条第二項各号に掲げる事実が生じた法人とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第十二条第二号の承認の日以後十五年を経過する日」とする。

附則第二十三条第二項及び第三項を次のように改める。

2　附則第六条の三第一項に規定する機構の業務が行われる場合における第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

3　附則第六条の四第一項に規定する機構の業務が行われる場合における第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の四第一項」とする。

附則第二十三条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一　第四十一条の規定の適用については、同条中「一般勘定（前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とあるのは、「一般勘定（前条第一号に掲げる業務及び附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とする。

二　第四十二条の規定の適用については、附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務は、第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

三　第五十一条第二項の規定の適用については、附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務は、第五十一条第一項に規定する業務とみなす。

四　第百四十六条の規定の適用については、同条第一号中「及び第百一条第七項」とあるのは、「、第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」とする。

五　第百四十七条の規定の適用については、同条第二号中「及び第百十八条第四項」とあるのは、「、第百十八条第四項及び附則第十五条の四第七項」とする。

六　第百五十一条第一項の規定の適用については、同項第三号中「及び第百一条第七項」とあるのは、「、第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」とする。

七　第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは「第三十四条及び附則第十五条の二から第十五条の四まで」と、同条第八号中「及び第百十八条第二項」とあるのは「、第百十八条第二項及び附則第十五条の四第五項」と、「及び第百十八条第四項」とあるのは「、第百十八条第四項及び附則第十五条の四第七項」とする。

7　附則第十五条の五に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一　第四十一条の規定の適用については、同条中「一般勘定（前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とあるのは、「一般勘定（前条第一号に掲げる業務及び附則第十五条の五に規定する業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とする。

二　第四十二条の規定の適用については、附則第十五条の五に規定する業務は、第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

三　第五十一条第二項の規定の適用については、附則第十五条の五に規定する業務は、第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

四　第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第十五条の五」とする。

附則第二十四条第一項第一号中「又は第十一条第二項」を「若しくは第九項、附則第十一条第二項（附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。）、附則第十五条の二第五項、附則第十五条の三第三項又は第十五条の五第五項」に改め、同条第二項第一号中「附則第十四条」の下に「（附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「附則第十四条の二」の下に「（附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十八条の三の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正）

第二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十九号中「規定する承継銀行」の下に「（同法附則第十五条の二第三項の規定により当該承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行を含む。）」を加える。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第三条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第六号中「破綻金融機関等」を「破綻金融機関等」に、「及び第百十一条第二項」を「、同法第百十一条第二項」に改め、「特別危機管理銀行」の下に「及び同法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行（同条第四項第四号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。）」を加える。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第四条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「破綻金融機関等」を「破綻金融機関等」に、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「事業又は」を「事業若しくは」に改め、「債務」の下に「又は移管措置（附則第十五条の三第一項第六号に規定する移管措置をいう。次条において同じ。）により協定後勘定（附則第八条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。以下同じ。）に移した資産及び負債」を、「買い取つた資産」の下に「又は同条第七項に規定する措置により協定後勘定に移した資産」を、「関する協定（」の下に「附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、」を加え、「次条第一項第二号の二」を「次条第一項第二号の三」に改める。

第五十四条第二項中「第二号の二」を「第二号の三」に、「及び第六号」を「、第四号の二及び第六号」に、「「前号」を「「前二号」に、「準用する前号」を「準用する第四号」に改める。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正）

第五条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び第百五条第一項」を「、第百五条第一項及び附則第十五条の四第一項」に改め、同条第二項中「及び第百五条第二項」を「、第百五条第二項及び附則第十五条の四第一項」に改める。

第十五条第一項及び第二項中「及び第百一条第一項及び附則第十五条の四第一項」を「、第百一条第一項及び附則第十五条の四第一項」に改める。